

令和８年度愛媛県県立中等教育学校第４学年欠員補充のための編入学者選抜実施要領

令和８年度愛媛県県立中等教育学校の第４学年の欠員補充のための編入学者の選抜は、この要領に基づいて実施する。

１ 実施校

県立中等教育学校で、第４学年に２人以上の欠員が生じるものについて実施する。

２ 募集人員

令和７年11月28日(金)から令和８年１月20日(火)までの間、各県立中等教育学校の適当な場所及び学校のホームページに、その時点での募集人員を掲示し、及び掲載する。

なお、募集人員の一部について、部活動の取組・成果等を重視した選抜を実施する場合には、募集人員のうち、部活動の取組・成果等を重視した選抜を行う人数等を併せて掲示し、及び掲載する。

３ 出願資格

編入学を志願できる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 令和８年３月末日までに中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校（以下「中学校等」という。）を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
- (2) 中学校等を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の規定により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

４ 出願

(1) 志願校の選定

ア 編入学志願者は、愛媛県県立中等教育学校の通学区域に関する規則（平成14年愛媛県教育委員会規則第14号）の規定に従って出願しなければならない。

イ 編入学志願者は、２以上の公立中等教育学校（他の都道府県の公立の中高一貫教育校を含む。）に出願することはできない。

ウ 編入学志願者は、公立高等学校（他の都道府県の公立高等学校を含む。以下同じ。）の特色入学者選抜（推薦入学者選抜その他これに類する入学者選抜を含む。）との併願はできない。

(2) 出願書類

出願書類は、次のとおりとし、イ及びウは、それぞれ次に掲げる令和８年度愛媛県県立高等学校入学者選抜実施細目（以下「細目」という。）の様式に準じるものとする。

ア 編入学願書（別紙様式）

イ 編入学受検票（細目様式24及び様式24の２）

ウ 調査書（細目様式８）―― 卒業・修了見込みの者については、第３学年の12月末日までの結果に基づいて作成すること。

生徒が、部活動の取組・成果等を重視した選抜を希望する場合には、部活動の取組・成果等を「諸活動の記録」の欄に具体的に記載すること。

(3) 出願期間

出願書類の提出期間は、令和8年1月13日(火)午前9時から同月20日(火)正午までとし、受付時間は、土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後4時まで(同月20日(火)にあっては、午前9時から正午まで)とする。

なお、郵便等(郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便をいう。)の場合も、同期間内に必着のこと。

(4) 用紙の交付

ア 編入学志願者が在籍する又は卒業若しくは修了した中学校等又は中等教育学校の校長(以下「在籍学校等校長」という。)は、令和7年12月1日(月)から同月15日(月)までの間に、編入学願書及び編入学受検票の用紙を当該編入学志願者の志願先の県立中等教育学校の校長(以下「志願先中等教育学校長」という。)に請求し、交付を受けるものとする。

イ 調査書については、様式を県教育委員会のホームページからダウンロードして利用することができる。

(5) 出願手続

ア 編入学志願者は、編入学願書に編入学試験料(2,200円)に相当する愛媛県収入証紙を貼付し、編入学受検票を添え、在籍学校等校長を経て(在籍及び出身の中学校等及び中等教育学校のない場合にあっては、直接)、志願先中等教育学校長に提出しなければならない。この場合において、編入学志願者から提出を受けた在籍学校等校長は、提出のあった編入学願書に編入学願書送り状(細目様式13に準じる。)を添付するものとする。

イ 県立中等教育学校長は、編入学願書の提出があった場合、これを受理し、編入学願書受理証(細目様式14に準じる。)を在籍学校等校長に交付するものとする。

ウ 県立中等教育学校長は、令和8年1月22日(木)までに受検番号等を記入した編入学受検票を在籍学校等校長を経由して編入学志願者に交付するものとする。

エ 県立中等教育学校長は、関係書類の内容について、必要があれば在籍学校等校長に説明を求めることができる。

オ 既に納付した編入学試験料は、一切返還しない。

カ 県立中等教育学校長は、出願状況を当該学校の適当な場所及び学校のホームページに、令和8年1月13日(火)から同月20日(火)までの間掲示し、及び掲載するものとする。

キ 県外からの編入学志願者は、編入学願書に愛媛県県立中等教育学校編入学志願理由書(細目様式2に準じる。)を添えて提出しなければならない。

県立中等教育学校長は、編入学志願理由書の提出があった場合は、志願の理由が適当と認められた者について、出願期間中に、県外からの編入学志願者受付承認願(細目様式4に準じる。)2部を愛媛県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)に提出し、承認を受けるものとする。

ク 在籍学校等校長は、受検に当たって特別な措置が必要と判断される者が志願する場合には、令和7年12月18日(木)までに選抜検査に関する特別措置願(細目様式5に準

じる。)を志願先中等教育学校長に提出するものとする。

県立中等教育学校長は、特別措置願の提出があった場合は、その写しを令和7年12月25日(木)までに教育長に提出し、協議するものとする。

ケ 海外帰国生徒等(ウ)に掲げる者をいう。以下同じ。)としての扱いを希望する場合の手続は、次のとおりとする。

(ア) 海外帰国生徒等としての扱いを希望する者は、在籍学校等校長を経て(在籍及び出身の中学校等及び中等教育学校のない場合にあっては、直接)、令和7年12月18日(木)までに海外帰国生徒等取扱措置願(細目様式7に準じる。)を志願先中等教育学校長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情で、期限内に提出ができない場合は、その事情を記した事由書を添えて提出するものとする。

(イ) 県立中等教育学校長は、海外帰国生徒等取扱措置願の提出があった場合は、その写しを令和7年12月25日(木)までに教育長に提出し、当該者の海外現地校在学その他海外経験等の事情を勘案し、選抜検査の実施等に関し講ずべき措置について協議するものとする。

(ウ) 海外帰国生徒等とは、保護者とともに県内に住所を有する者又は編入学日までに県内に住所を有する予定の者で、帰国後又は入国後の期間(帰国又は入国した日から令和8年1月12日までの期間をいう。)が5年以内であり、かつ、外国における在住期間が、帰国時又は入国時から遡り継続して1年以上であるものをいう。ただし、保護者が引き続き海外に居住する場合は、身元引受人を保護者とみなす。

5 編入学者の選抜

(1) 選抜検査

ア 令和8年1月30日(金)の午前9時から志願先の県立中等教育学校において、編入学志願者全員に対して、別表に掲げる内容で選抜検査を実施する。

イ 受検に当たっての留意事項

(ア) 検査開始時刻に遅刻した者は、原則としてその時間の検査を受けさせないものとする。

(イ) 当日の持参品は、次のとおりとする。

編入学受検票、鉛筆(シャープペンシルも可)、鉛筆削り、消しゴム、コンパス、定規(分度器兼用のものを除く。)、下敷き(無地)

(ウ) 上記以外のもの(分度器、計算・翻訳・通信等の機能をもった物品等)の選抜検査場への持込みは、禁止する。

(2) 選抜方法

ア 県立中等教育学校長は、調査書及び選抜検査の結果を資料とし、各学校の特色を踏まえて総合的に判定し、編入学者を選抜する。

イ 病気その他やむを得ない事情により、選抜検査を受検できなかったと認められる編入学志願者に対しては、必要書類を審査して、選抜を行うことができる。

ウ 海外帰国生徒等の編入学志願者で、4(5)ケ(イ)の協議において措置を講ずる必要があると認められたものについては、アにかかわらず、県立中等教育学校長は、当該協議に基づき、編入学志願者の意欲や適性等を総合的に判断して、編入学者を選抜する。

6 合格者の通知

(1) 県立中等教育学校長は、令和8年2月6日(金)午前10時から同月9日(月)正午までの間に、選抜の結果を編入学者選抜結果通知書（細目様式11に準じる。）により在籍学校等校長に通知するものとする。

なお、その際、在籍学校等校長に合格通知書（細目様式21に準じる。）及び編入学確約書（細目様式22に準じる。）の用紙を交付するものとする。

(2) 在籍学校等校長は、合格者に合格通知書及び編入学確約書の用紙を交付するものとする。

(3) 合格通知書の交付を受けた者は、在籍学校等校長を通じ、編入学確約書を令和8年2月13日(金)正午までに志願先中等教育学校長に提出しなければならない。この期日までに提出がない場合には、編入学の意思がないものとして取り扱うものとする。

(4) 編入学確約書を提出した者は、公立高等学校の一般入学者選抜に出願してはならない。
出願した場合は、県立中等教育学校長は、編入学者選抜に係る合格を取り消すものとする。

別表

令和8年度愛媛県県立中等教育学校第4学年欠員補充のための編入学者選抜における実施内容

期 日	教 科 等
令和8年 1月30日（金）	国語（作文を含む。）
	数学
	英語
	面接

令和8年度 編入学願書

愛媛県収入証紙2,200円を貼る。
(消印・割印はしないこと。)

令和 年 月 日

愛媛県立

中等教育学校長 様

編入学志願者氏名

(本人自署)

保護者氏名

(本人自署)

私は、下記のとおり貴校に編入学したいのでお願いします。

編入学志願者	ふりがな 氏 名		生 年 月 日	平成 年 月 日生 昭和
	現 住 所			
	学 歴	令和 年 月 () 立 () 卒業・卒業見込み 平成 年 月 () 立 () 修了・修了見込み 昭和		
保護者	ふりがな 氏 名			
	現 住 所			
学 区		内 ・ 外		
部活動の取組・成果等を 重視した選抜		希望する ・ 希望しない		

この編入学願書の記載事項は、事実と相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

学校所在地

学校名・校長氏名

職印

※

受付 番号	号	整理 番号	学区内 学区外	号
----------	---	----------	------------	---

記入上の注意

- 1 愛媛県収入証紙(2,200円)を所定の箇所に貼ること。
なお、消印・割印は、しないこと。
- 2 「生年月日」欄の平成・昭和は、該当する文字を○で囲むこと。
- 3 「学歴」欄の令和・平成・昭和、卒業・卒業見込み及び修了・修了見込みは、該当する文字を○で囲むこと。
- 4 「学区」欄は、内・外の該当する文字を○で囲むこと。
- 5 部活動の取組・成果等を重視した選抜の欄は、生徒が部活動の取組・成果等を重視した選抜を希望するかどうかについて、該当するいずれかの文字を○で囲むこと。ただし、部活動の取組・成果等を重視した選抜を実施しない県立中等教育学校を志願する場合は、記入の必要はない。
なお、募集人員の一部について、部活動の取組・成果等を重視した選抜を行う県立中等教育学校は、そのことを、募集人員とともに、各県立中等教育学校の適当な場所及び学校のホームページに掲示し、及び掲載している。
- 6 編入学志願者が成人のときは、保護者氏名及び「保護者」欄の記入は要しない。
- 7 ※印の欄は、県立中等教育学校において記入するので、編入学志願者は記入しないこと。